

令和3年11月2日

保護者様

千葉県立印旛明誠高等学校  
校長 浅田 勉

### インフルエンザ罹患時の登校許可証明の変更について

日頃から本校の教育活動に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

さて、本校では、学校安全保健法第19条により出席停止の措置を受けた生徒が登校を再開する際に、医師の証明による「登校許可証明書」を提出していただいているところですが、インフルエンザについては下記のとおり取扱いを変更いたします。

#### 記

##### 1 登校再開の基準

次の(1)(2)をともに満たすこと。

- (1) 発症した日を0日目とし、5日を経過している。
- (2) 解熱した日を0日目とし、2日を経過している。

##### 2 手続き

次の(1)(2)を担当に提出してください。

- (1) 保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」
  - (2) 受診した医療機関名、月日を証明する書類（領収書等。コピー可）
- ※確認後、お返しします。

##### 3 備考

- (1) 「インフルエンザにおける療養報告書」は本校ホームページからダウンロードできます。
  - (2) インフルエンザ以外の感染症については、「登校許可証明書」を提出してください。
- ※医療機関の受診が必要となります。

問合せ

教頭 尾留川 聡

0476-47-7001